

会 費 規 定

平成24年4月1日
一般社団法人 文教施設協会

一般社団法人文教施設協会定款第7条に基づき、会費の種類及び資格に応じ会費（月額）・入会金を次のとおり定める。

第1条 会費（月額）及び入会金は次のとおりとする。

会費種別	会費（月額）	入会金
正会員A	40,000円	100,000円
正会員B	20,000円	50,000円
専門会員	10,000円	30,000円
個人会員	1,000円	1,000円

1. 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した法人または団体
2. 専門会員 この法人の事業を賛同して入会した建築設計事務所
3. 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

第2条 会費は原則として年度初めに1年分を前払いするものとする。
ただし、会員の申し出により6ヶ月毎の年2回払いを認める。
なお、入会時については、入会受付日の翌月から当該年度末までの月計算で算出した額の前払いとする。

第3条 入会金は会費の支払時に一括して納入する。

第4条 本規定は、平成24年4月1日から適用する。

以上